

# 1 1 月定例教育委員会 会議録

1、開催日時 平成29年11月28日（火）午後1時30分から午後3時00分

2、開催場所 市役所2階第一会議室

## 3、出席委員の氏名

教育長 梶原 清

職務代理者 小林 重雄

委員 小林 孝次、川村 直廣、上野 清、赤澤 敬子

## 委員以外で出席した職員

教育委員会教育次長、学校教育課長、学校教育課長補佐、生涯学習課長補佐

## 4、教育長開会宣言

## 5、会期の決定

## 6、今回会議録署名委員

小林重雄委員、赤澤敬子委員が指名される。

## 7、前回の会議録の承認

職員が10月定例会会議録を朗読し承認される。

## 8、教育長報告

平成29年10月25日から平成29年11月27日までの教育長活動が報告された。

学校教育課長より、指定校変更3件、区域外就学変更10件、について資料に基づき説明を行い、申請事由が適正であることから承認・承諾を行うとともに、他市教育委員会との区域外就学の協議を行った事務処理について報告がなされた。

## 9、議 事

### 議第12号 平成29年度12月議会補正予算について

〔説明〕 学校教育課長

今回の補正は、8月定例会及び総合教育会議でも協議いただいた、就学援助制度の入学準備金についての補正である。その支給の時期を9月から、入学前の3月に前倒しするとともに、支給額を国が示す単価に増額をするものである。

参考までに、資料の20ページに都留市他の12市の状況が載せてあるが、全ての市で3月に支給、また、13市中、都留市を含め、9市で国基準に引き上げる予定としている旨の説明あり。

梶原教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

### 議第13号 都留市健康ジム指定管理者の指定について

〔説明〕 教育次長

地方自治法第244条の2第3項及び都留市健康ジム条例第4条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものである。

- 1、公の施設の名称、都留市健康ジム
- 2、指定管理者となる団体の名称、ミズノスポーツサービス株式会社
- 3、指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間

指定の経緯については、「都留市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則」に基づき、市広報、市ホームページに掲載するとともに、市内7カ所の掲示板に公示するなど公募を行い、7月18日から7月28日まで募集要項の配布、8月2日に現地見学会を実施し、8月9日から8月21日までの申請期間に4社の応募があった。これを受け、9月12日、9月27日、10月12日に指定管理者選考委員会において審議が行われ、候補者が選定された。

なお、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があり、併せて、5年間の債務負担行為についても、12月定例会へ提

案を行う予定である旨の説明あり。

小林孝次委員

市内の他の施設で指定管理を行っている施設は、あるのか？

教育次長

市内の文化施設では指定管理者を指定している所はあるが、スポーツ施設では初めてである。

小林重雄委員

施設を利用する方々の利用料を年間どのくらい見積もっているのか？

教育次長

収支計画書によると、利用料金収入の初年度は、約590万円を見込んでいる。また、管理運営費、経費については、約3,500万円を見込み、経費から収入を差し引いた残りの金額が指定管理料という計算になっている。

小林重雄委員

応募があった、他の業者を教えてください。

教育次長

申し込みのあった業者は、ミズノスポーツサービス(株)以外では、シダックス大新東ヒューマンサービス(株)、シンコースポーツ(株)、(株)フクシ・エンタープライズの3社である。この4社については、それぞれ全国的にスポーツ施設の指定管理を行っている業者である。

川村直廣委員

ミズノスポーツでは、指定管理を受けるメリットは何かあるのか？

教育次長

ミズノスポーツも全国的に110の施設を指定管理で運営している。内容は、健康ジムだけではなく、体育館から総合運動競技場まで、様々な指定管理を行っているが、ミズノとす

れば、健康を重視するという動きが、現在、全国的にある中で、健康ジムの指定管理によって、そこから新たな事業展開をしていくという事も視野に入っていると思われる。例えば、ここが成功すれば、他の所の健康ジムでも、という話しも出てくるのではないかと思う。詳細についてミズノに確認していないが、その辺も考えていると思われる。

小林重雄委員

ミズノとしては、公共施設を行い、足場を築いていって、他の所へも進出したいのではないのか？

教育次長

大月市でも市民総合体育館の中にトレーニングジムがあるが、直営で行っている関係から、利用にあたっては、職員がついてなく、非常に不安だというところがある。都留市において、ミズノが指定管理に入り、市民の方々から好評だという事になれば、近隣の市町村でも指定管理を取り入れる動きになっていくと思われる。ミズノとすれば、そういうところに狙いがあるのではないかと思う。

小林重雄委員

インストラクターの雇用は、ミズノではどう考えているのか？

教育次長

ミズノの計画書によると正規の職員は、ミズノの方から、健康指導や運動のアドバイザーとして資格のある方を二人、その他には、地元の方を非常勤アルバイトという形で採用していきたいとしている。

以上の発言あり。

梶原教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

**【原案のとおり決定】**

## 10、その他

[説明] 教育次長

(1) 生涯学習課関係イベント等について

[説明] 学校教育課長

(1) 市内小中学校一斉公開授業について

(2) 県教育功労者表彰の受賞祝賀会について

(3) その他

【 了 知 】

## 11、教育長閉会宣言